

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県知事及び山形県教育委員会教育長から、令和4年10月18日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和5年1月17日

山形県監査委員 森 谷 仙 一 郎
 山形県監査委員 星 川 純 一
 山形県監査委員 松 田 義 彦
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

監査対象機関	指摘事項	措置の内容
総務厚生課	支出事務が適切でないもの	適正な事務工程の確認と進行管理及び処理の遅延防止のため、事務執行チェックシートを新たに作成し、業務の進捗状況を事務主任者と業務総括者の複数で管理する。
管財課	支出事務が適切でないもの	運転者が公用車以外の手段を利用する場合、事前に所属長に報告し、運行日誌に記録するとともに旅費担当者も確認し、旅費請求手続をする。
子ども家庭支援課	契約の締結又は履行が適切でないもの	事務執行チェックシートを活用し執行状況を確認するとともに、担当内ミーティングを定期的に行い、業務のスケジュールや内容を共有する。 また、総括補佐は、月1回、財務会計システムから支出何及び支出命令のデータを抽出・整理して支出予定額一覧表を作成し、支出何ごとの支払状況を把握、支出の遅れや漏れがないか確認する。
高齢者支援課	補助金等の交付事務が適切でないもの	交付決定通知書に実績報告等の留意事項を記載した事務連絡を添付するほか、補助金交付申請時の事業計画に記載された事業完了予定時期に、補助事業者に事業の進捗状況を確認する。 また、業務総括者が事務執行チェックシートにより事務の進捗状況等を随時確認、管理し、補助金交付事務を適正に執行する。
スポーツ保健課	補助金等の交付事務が適切でないもの	補助金の返還を含む適正な交付事務手続について、改めて課内で周知徹底するとともに、事務執行チェックシートの項目に、変更交付決定以降の具体の事務手続を追記し、事務主任者及び業務総括者等の複数の職員による事務の進捗状況等の確認・管理を行う。